

3 月 5 日 (第 1 号)

平成30年豊能町議会3月定例会議会議録目次

平成30年3月5日（第1号）

出席議員	1
議事日程	2
開会の宣告	4
町長あいさつ	4
開議の宣告	4
議録署名議員の指名	4
町長の町政運営方針について	4

（報告）

第1号報告 専決処分の報告の件（和解及び損害賠償額の決定）	10
-------------------------------	----

（議案提案説明・質疑・討論・採決）

第1号承認 専決処分事項の承認を求める件（平成29年度豊能町一般会計補正予算）	11
第1号諮問 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	12
第1号議案 豊能町教育長の任命につき同意を求めることについて	12
第22号議案 平成29年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件	24

（議案提案説明）

第2号議案 豊能町一般職の任期付職員の採用に関する条例制定の件	13
第3号議案 豊能町指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例制定の件	13

第 4 号議案	豊能町附属機関に関する条例改正の件……………	1 4
第 5 号議案	豊能町附属機関に関する条例改正の件……………	1 4
第 6 号議案	豊能町附属機関に関する条例改正の件……………	1 5
第 7 号議案	職員の管理職手当に関する条例改正の件……………	1 5
第 8 号議案	豊能町手数料条例改正の件……………	1 6
第 9 号議案	豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保 育事業の運営に関する基準を定める条例改正 の件……………	1 6
第 1 0 号議案	豊能町国民健康保険条例改正の件……………	1 7
第 1 1 号議案	豊能町国民健康保険税条例改正の件……………	1 7
第 1 2 号議案	豊能町介護保険条例改正の件……………	1 8
第 1 3 号議案	豊能町後期高齢者医療に関する条例改正の件……	1 9
第 1 4 号議案	豊能町営住宅条例改正の件……………	1 9
第 1 5 号議案	豊能町都市公園条例改正の件……………	2 0
第 1 6 号議案	豊能町消防団員等公務災害補償条例改正の件……	2 0
第 1 7 号議案	大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変 更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の 変更に関する協議について……………	2 1
第 1 8 号議案	町道路線の認定、廃止、一部廃止及び変更の 件……………	2 1
第 1 9 号議案	平成 2 9 年度豊能町一般会計補正予算の件……………	2 1
第 2 0 号議案	平成 2 9 年度豊能町国民健康保険特別会計事 業勘定補正予算の件……………	2 3
第 2 1 号議案	平成 2 9 年度豊能町後期高齢者医療特別会計 補正予算の件……………	2 4
第 2 3 号議案	平成 2 9 年度豊能町下水道事業特別会計補正 予算の件……………	2 7
第 2 4 号議案	平成 3 0 年度豊能町一般会計予算の件……………	2 8
第 2 5 号議案	平成 3 0 年度豊能町国民健康保険特別会計事 業勘定予算の件……………	3 0

第 2 6 号議案	平成 3 0 年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定予算の件……………	3 1
第 2 7 号議案	平成 3 0 年度豊能町後期高齢者医療特別会計予算の件……………	3 2
第 2 8 号議案	平成 3 0 年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予算の件……………	3 3
第 2 9 号議案	平成 3 0 年度豊能町下水道事業特別会計予算の件……………	3 4
第 3 0 号議案	平成 3 0 年度豊能町水道事業会計予算の件……………	3 6
散 会 の 宣 告	……………	3 7

平成30年豊能町議会3月定例会議会議録（第1号）

年 月 日 平成30年3月5日（月）

場 所 豊 能 町 役 場 議 場

出席議員 12名

1 番	長澤 正秀	2 番	田中 龍一
3 番	中川 敦司	4 番	寺脇 直子
5 番	管野英美子	6 番	永谷 幸弘
7 番	橋本 謙司	8 番	小寺 正人
9 番	秋元美智子	10 番	高尾 靖子
11 番	西岡 義克	12 番	川上 勲

欠席議員 0名

地方自治法第121条の規定により、議会に出席を求めた者は、次のとおりである。

町 長	池田 勇夫	副 町 長	乾 晃夫
教 育 長	新谷 芳宏	総 務 部 長	内田 敬
生活福祉部長	上浦 登	建設環境部長	鴻野 芳樹
上下水道部長	板倉 廣幸	教 育 次 長	南 正好
会 計 管 理 者	今中 泰行		

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	東浦 進	書 記	吉澤 亘
書 記	田中 尚子		

議事日程

平成30年3月5日（火）午前9時30分開議

- | | | |
|--------|------------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第 2 | 町政運営方針について | |
| 日程第 3 | 第 1 号報告 | 専決処分の報告の件（和解及び損害賠償額の決定） |
| 日程第 4 | 第 1 号承認 | 専決処分事項の承認を求める件（平成29年度豊能町一般会計補正予算） |
| 日程第 5 | 第 1 号諮問 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第 6 | 第 1 号議案 | 豊能町教育長の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第 7 | 第 2 号議案 | 豊能町一般職の任期付職員の採用に関する条例制定の件 |
| 日程第 8 | 第 3 号議案 | 豊能町指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例制定の件 |
| 日程第 9 | 第 4 号議案 | 豊能町附属機関に関する条例改正の件 |
| 日程第 10 | 第 5 号議案 | 豊能町附属機関に関する条例改正の件 |
| 日程第 11 | 第 6 号議案 | 豊能町附属機関に関する条例改正の件 |
| 日程第 12 | 第 7 号議案 | 職員の管理職手当に関する条例改正の件 |
| 日程第 13 | 第 8 号議案 | 豊能町手数料条例改正の件 |
| 日程第 14 | 第 9 号議案 | 豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例改正の件 |
| 日程第 15 | 第 10 号議案 | 豊能町国民健康保険条例改正の件 |
| 日程第 16 | 第 11 号議案 | 豊能町国民健康保険税条例改正の件 |
| 日程第 17 | 第 12 号議案 | 豊能町介護保険条例改正の件 |
| 日程第 18 | 第 13 号議案 | 豊能町後期高齢者医療に関する条例改正の件 |
| 日程第 19 | 第 14 号議案 | 豊能町営住宅条例改正の件 |
| 日程第 20 | 第 15 号議案 | 豊能町都市公園条例改正の件 |

日程第 2 1	第 1 6 号議案	豊能町消防団員等公務災害補償条例改正の件
日程第 2 2	第 1 7 号議案	大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について
日程第 2 3	第 1 8 号議案	町道路線の認定、廃止、一部廃止及び変更の件
日程第 2 4	第 1 9 号議案	平成 2 9 年度豊能町一般会計補正予算の件
日程第 2 5	第 2 0 号議案	平成 2 9 年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件
日程第 2 6	第 2 1 号議案	平成 2 9 年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算の件
日程第 2 7	第 2 2 号議案	平成 2 9 年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件
日程第 2 8	第 2 3 号議案	平成 2 9 年度豊能町下水道事業特別会計補正予算の件
日程第 2 9	第 2 4 号議案	平成 3 0 年度豊能町一般会計予算の件
日程第 3 0	第 2 5 号議案	平成 3 0 年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定予算の件
日程第 3 1	第 2 6 号議案	平成 3 0 年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定予算の件
日程第 3 2	第 2 7 号議案	平成 3 0 年度豊能町後期高齢者医療特別会計予算の件
日程第 3 3	第 2 8 号議案	平成 3 0 年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予算の件
日程第 3 4	第 2 9 号議案	平成 3 0 年度豊能町下水道事業特別会計予算の件
日程第 3 5	第 3 0 号議案	平成 3 0 年度豊能町水道事業会計予算の件

開会 午前9時30分

○議長（橋本謙司君）

おはようございます。

それでは、今から始めたいと思います。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、平成30年豊能町議会3月定例会議を開会いたします。

定例会議に当たりまして、町長から挨拶がございます。

池田町長。

○町長（池田勇夫君）

皆さん、おはようございます。

豊能町議会3月定例会開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

先日から体調不良により皆さんに御迷惑をおかけしましたことに対しまして、心からお礼を申し上げたいと、このように思います。

ちょうど3月1日、奈良のお水取りということで、奈良のお水取りが始まりますと大体春がもう来た、そこまで来てるということでございます。

私、体調非常に崩しておりますけれども、皆さん方におかれましては何とぞ十分にお体に気をつけていただきたい、このように思います。

先ほどから町政運営方針、あるいは人事案件につきましては朗読をさせていただきたいと思っておりましたけれども、体調不良のため副町長にお願いをしたいと思いますので御理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

今3月定例会におきましては非常に案件が多く、33件という案件を提案させていただいております。皆さん方におかれましては非常に慎重に御審議をいただき御決定賜るようお願い申し上げます。

ございますけれども開会に当たりましての御挨拶にかえさせていただきます。どうかひとつよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（橋本謙司君）

ありがとうございます。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

なお、本会議の会議期間は、本日から3月26日までの22日間といたします。

お諮りいたします。

広報特別委員会並びに町広報担当課より、今会議期間中における写真撮影の申し出があります。申し出どおり、写真撮影を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本謙司君）

異議なしと認めます。

よって今会議期間中の写真撮影を許可いたします。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、8番・小寺正人議員、9番・秋元美智子議員を指名いたします。

日程第2「町政運営方針について」を議題といたします。

平成30年度町政運営方針の表明を求めます。

乾副町長。

○副町長（乾 晃夫君）

皆さん、おはようございます。

平成30年度町政運営方針を代読をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

豊能町議会3月定例会議の開会にあたり、平成30年度の町政運営における基本的な考え方と主な施策について、所信の一端を申し上げます。

本町の最大の課題は、人口減少と少子高齢化です。また、それに伴い、町税が毎年減少しています。

平成28年度決算においては実質収支ベースで黒字となったものの、町税の減収を補うべき交付税や臨時財政対策債、譲与税・交付金などは、国の地方財政施策により大きく左右されるもので、本町の財政状況は不安定なものと言わざるを得ない状況です。

このため、若年層の定住化により人口減少に歯止めをかけるとともに、「とよの・再始動計画」の実施により、各事業や公共施設などの合理化やさらなる歳入確保に努めて、持続可能なまちづくりを進める必要があります。

今後もより一層、地域住民や事業者など地域の多様な主体と連携・協働し、近隣自治体との広域連携による施策や事業の展開を行いながら、職員一丸となって住民の期待と信頼に応えてまいります。

平成30年度予算案は厳しい財政状況に鑑み経費の削減に努めましたが、そのような中でも平成28年3月に策定した「豊能町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標となる「今後目指すべき方向性」に合致する次の5事業について重点的に予算を配分しました。

【1】教育・子育て環境の充実を図る事業

【2】農業の振興・活性化を図る事業。

【3】地域おこしに関する事業など、地域の活性化を図る事業

【4】女性が活躍できる環境づくりを図る事業

【5】高齢者・障害者などが住みやすい環境を整える事業

の5点です。

例えば、妊娠期から子育て期まで切れ目

なく支援するための子育て世代包括支援センターの設置や「教育力・日本一」を目指す保幼小中一貫教育を推進するための取り組み、農産物直売所（道の駅）の開設に向けた取り組み、平成29年度に決定したブランドメッセージを活用したシティプロモーションへの取り組み、また女性のさらなる活躍のための事業、ときわ台駅のバリアフリー化などに、重点的に取り組んでまいります。

本町の平成30年度当初予算案の総額は、一般会計65億7,500万円

特別会計60億7,963万1,000円

水道事業会計9億8,621万7,000円

合計136億4,084万8,000円であります。

以下、第4次豊能町総合計画に掲げております6つの基本目標と方向性の項目に区分して、平成30年度の町政運営の方針と事業の内容につきまして、順次ご説明申し上げます。

目標1「住民と行政との信頼・協働によるまちづくり」について

私は昨年タウンミーティングにおいて、「地域づくり」をテーマの一つとして掲げ、「地域のことは地域で」と訴えました。行政だけでできることは限られています。住民の方々の自主的な取り組みを支援するという姿勢でまちづくりを進めます。

「まち・ひと・しごと」のシティプロモーションでは、地域住民が地域の魅力を再発見し、自ら発信するとともに、新たな魅力を創造したり、課題を解決する取り組みを通じて、地域の参画意欲を高め、町内外の多様な主体を増やしていきます。

昨年はシティプロモーションの一環として、豊能町のブランドメッセージをトヨノレポーターをはじめとした住民の方々と作り上げてきました。今年度においては、

町の魅力創造・課題解決を行うための理念を表現したブランドメッセージ「曲がりくねって、ただいま。大阪府豊能町」を核として、豊能町への思いを持った地域住民と一緒に豊能町公認レポーター専用のポータルサイトも利用しながら豊能町の魅力を発信し、豊能町ブランドを実現する取り組みを進めます。

また、豊能町の魅力をさらに増やし、町内外においてファンを獲得するために、トヨノドリーム（地域提案型事業）を実施し、豊能町で夢の実現や新たなチャレンジをしたいと考えている方々を支援する取り組みを進めます。

本町が抱える課題に、「豊能町」の認知度の低さが挙げられます。この認知度向上のため、「ゆるキャラグランプリ2017」において過去最高の121位という結果を残した「とよのん」の知名度をさらに高め、町の様々な魅力や特性、特産品や観光資源等を引き続き積極的に発信していきます。

ふるさと寄付については、ふるさと納税サイトやインターネットを利用した支払いシステムの活用、寄付の使途の拡充や特産品のさらなる充実など、寄付額の増加に向けた取り組みを促進するとともに、豊能町の魅力の発信を行います。また、NPO支援へのふるさと寄付を募り、地域におけるNPO活動の活性化を図ります。

目標2「地域で育て、地域で育つ、人を大切にすまちづくり」について

近年、少子化や核家族化、地域連帯意識の希薄化、育児不安を抱えるなど、子育て家庭をとりまく環境が大きく変化する中、子育て支援の重要性が増しています。そのため、妊娠から出産・子育て期を切れ目なく支援するため、総合的な支援を提供するワンストップ拠点として『子育て世代包括

支援センター』を設置し、子育て家庭の個別ニーズを把握し、きめ細やかな支援を行います。

教育の分野については、本町の就学前から中学校にいたるまでの、教育上の諸課題を克服し、子どもたちが夢や希望をもてるように、学びや育ちを切れ目なく支える保幼小中一貫教育を展開するため、町内の保育所、幼稚園、小・中学校の再配置を進めます。

また、小中一貫教育を円滑に実施できるよう、小学校間の交流活動や中学校のクラブ活動の交流を支援します。

学校教育では、子どもの学力向上は教員の授業力向上であるという視点から、昨年度より取り組んでいる学力向上プランを推進し、保幼小中に指導員を配置し、授業づくり、ICT（情報通信技術）活用、校内研究などの活性化を支援します。また、子どもが主体的に学ぶ姿勢を育むために、中学生「まなび舎教室」を公民館等で実施します。

コミュニケーション能力の育成のために、国語、英語を中心にことばの力の向上に関する取り組みとして、中学生には実用英語技能検定試験、小学生（4～6年）には日本漢字能力検定試験の受検料を補助します。また、外国人の英語指導助手（ALT）を増員して、中学校のみならず小学校においても英語教育の充実を図ります。国語では、学力向上プランに基づいて国語授業の指導員を配置します。

小中学校の普通教室においては、昨年度に引き続きタブレット等の情報機器を整備し、ICTを活用した情報教育の推進を図ります。

中学校給食については、小学6年生の試食や町独自の品を付ける工夫を行うなどの改善に取り組み、給食の円滑な実施に努め

ます。

生涯学習については、住民一人ひとりが、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、社会教育の関連団体間の交流に努めるとともに、地域住民同士が互いに学びあっていくまちづくりを目指し、積極的にボランティア活動に関与できるような事業の推進を図ります。

生活の中で自然と接することが少なくなった子どもたちに、本町にある豊かな自然を活かした、様々な自然を感じる体験活動や文化財や歴史を活かした体験活動を推進するとともに、将来のアスリートを育成するため、文化・スポーツ活動を支援します。

また、地域における体育・スポーツ関係組織の自立支援に努め、世代間交流の促進や事業の活性化に努めます。スポーツセンターシートスについては、指定管理者と連携した事業・教室を実施し、体力の向上と生涯にわたる健全な心と身体を培います。

図書館事業については、昨年より実施の北摂地区7市3町及び川西市との公立図書館の広域利用を積極的に活用することにより、利用者サービスの一層の向上を図ります。また、乳幼児・児童・青少年に対するサービスを充実させるため、ブックスタート事業など、家庭における読書活動の推進をはじめ、児童・青少年用図書の収集・提供、学校等教育施設との連携の強化に努めます。図書館の施設面においては、利用者用インターネット端末の導入をはじめ、正確かつ迅速な検索システムの整備に努めます。

人権啓発の推進については、豊能町人権尊重のまちづくり条例の目的である「あらゆる差別をなくし人権意識の高揚を図り、すべての町民の基本的な人権が尊重される明るく住みよいまちづくり」を目指し、豊能町人権まちづくり協会と連携しながら、人

権作品コンクールや研修、講演会等の人権啓発活動の推進に引き続き取り組みます。

また、本町で様々な世代や異なる環境にある女性が、自分本来の可能性を発揮できるように、自らを振り返りながら自分らしい一歩を踏み出せる人材の育成や、自らの活躍の場を求める自発的な取り組みを支援することにより、地域における互いのつながりの中で、女性の能力開花や暮らしの満足度の向上を目指します。

目標3「豊かな自然景観・田園風景が生きるまちづくり」について

棚田・ふるさと及び農空間の保全については、地域住民・ボランティア・企業などと連携を図り、地域資源の適切な保全と、増加する傾向にある遊休農地の発生防止・解消や農地の維持・保全活動を協働して進めます。

また、農業者とそれ以外の方との協働による農空間の維持管理活動、環境保全や多面的機能の増進を図る活動を行う団体に対し、引き続き多面的機能支払交付金を交付し支援します。

ごみ減量と資源化については、平成29年度を始期とする第2次豊能町ごみ処理基本計画における「減量と資源化の目標」の達成に向けて前年に引き続き住民や事業者との連携と協働で取り組みます。

ごみ減量・資源化PR事業については、資源循環型社会の構築に向けて、廃棄物減量等推進員をはじめとする住民や事業者と連携を深め、ごみの分別の研修やごみ減量・資源化のための街頭PR活動等を引き続き行います。各自治会や各種グループの要請に基づく井戸端会議においては、ごみ減量の工夫や方法についての意見交換に積極的に取り組みます。

また、役場周辺の倉庫等に仮置きしているダイオキシン類汚染物につきましては、

豊能郡環境施設組合において引き続き処分用地を選定すべく複数の自治会に協議の場を設けていただき、ご理解を得ることに努力しており、本年中には処分を完了する決意で取り組みます。

目標4「元気で暮らせる支え合いのまちづくり」について

団塊の世代が75歳以上となる平成37年いわゆる2025年問題を見据え、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことが出来るよう、介護・予防・医療・生活支援・住まい・自立した日常生活等の支援が、包括的に確保・連携されるよう地域包括ケアシステムを地域の実情に応じて構築するとともに、第7期豊能町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、高齢者保健福祉や介護保険サービスの充実を図ります。

認知症施策については、地域包括支援センターの「認知症地域支援推進員」を中心に施策を展開するとともに、地域包括支援センターの相談機能の強化、医療を含むチーム支援、また地域住民をはじめ、地域の関係機関とのネットワークの強化を推進し、認知症の本人と家族を支援します。

老人福祉センターについては、シニア層が明るく充実した生活を実現するため、高齢者の社会参加や介護・認知症予防などの健康づくりを支援する拠点づくりに取り組みます。

また、平成29年度に策定した第4期豊能町障害者計画、第5期豊能町障害福祉計画及び第1期豊能町障害児福祉計画を推進し、誰もが生きがいを持ち、笑顔で暮らせる共生社会の実現に取り組みます。

国民健康保険制度については、これまで市町村単位で運営を行ってまいりましたが、制度改正により平成30年度から都道府県が財政責任を担うといったいわゆる国保の

広域化が実施されます。市町村は、府から割り当てられた国保事業納付金を納めることで、今後の医療費の増大による財政基盤が不安定になるリスクが軽減されます。被保険者の方々には、人間ドック助成が府下統一の保健事業として実施されますので、これにより被保険者のさらなる健康増進を図ります。

国保診療所については、引き続き照葉の里箕面病院及び市立池田病院からの派遣診療を実施しながら、今後の診療所のあり方を検討します。そして、老朽化による医科用レントゲン、心電計など医療機器の更新を行います。また、新規事業として患者の送迎を実施し、歯科の訪問診療の充実と併せて来所患者数の増、ひいては国保診療所の安定運営を図ります。

自殺対策については、「豊能町自殺対策計画」を策定し、地域の特性に応じた自殺対策を関係機関相互の密接な連携により総合的に推進します。

目標5「活力のあるまちづくり」について

農×観光戦略推進計画の達成のため、地方創生推進交付金を受け、引き続きネットワーク会議の運営や観光拠点整備、特産品開発、農産物等のブランド化、観光資源を活かした地域活性化への支援等を実施します。

また、平成28年度に開設した直販所「志野の里」の運営組織の農業法人化に向けた支援を引き続き行うとともに、将来的な道の駅や農産物直売所の開設に向けて、農業用ハウスの設置補助や新規就農支援プログラムの実施など農業生産力の強化に向けた取り組みを進めます。

さらには、農業者と地域住民との協働による道の駅・農産物直売所・滞在拠点施設の開設に向けて、道の駅設置準備委員会を

設置するとともに、施設の基本設計・実施設計を行い、施設整備の具体化を進めます。

高山コミュニティセンター「右近の郷」については、地域の活性化とともに観光や農業交流の拠点としての役割が發揮できるよう、地域住民や指定管理者と連携し、これまでの事業を継承しつつ、より多くの来館者が訪れるような魅力的な事業展開を進めるとともに、当地域への来訪者の滞在時間を長期化し、農×観光戦略を推進するため、古民家等を活用した宿泊・カフェ・レストラン等の滞在拠点となる施設の開業に挑戦する企業や個人に対して補助金を交付し支援します。

森林整備については、森林の有する多面的機能を維持・増進させ、美しく健全な森林を育成するため、引き続き国の補助事業を活用し、森林組合と連携をしながら実施します。

野生鹿・猪・アライグマによる農作物等への被害対策については、その被害が深刻な問題であることから、引き続き狩猟による個体数の調整を猟友会の協力のもと実施します。また、昨年購入した可動式の有害鳥獣捕獲檻の貸出しや平成30年度から獣害柵等の設置費用の補助を行い、農作物等への被害防止に努めます。さらに、狩猟免許取得に対する全額補助を実施するなど従事者や後継者の人材育成にも取り組みます。

目標6「安全・安心のまちづくり」について

平成25年3月策定の豊能町都市計画マスタープランを社会状況の変化等に合うよう現計画を検証し、さらなる都市づくりの具体性ある将来ビジョンの確立を目指します。

子育て世代、若年層の転出抑制や転入促進、定住化を図るため、住民団体との連携による「住まいの相談窓口」チャレンジシ

ョップにおける相談事業や空き家バンクの充実など空き家の積極的な利活用並びに多様な住まいの流通促進に向けて、農業をセットとしたオプション付き住宅や、お試し居住ができるトライアルステイ、学生等をターゲットとした異世代シェアハウス等に取り組みます。

交通施策については、定住化の促進と高齢者にやさしいまちづくりや地域の活性化を目指した地域公共交通基本構想に基づき推進します。

能勢電鉄「ときわ台駅」のバリアフリー化（エレベータの設置）については、高齢者や障害者等にとっても利用しやすい公共交通環境の整備を進めるため、鉄道事業者への補助を行うことによりその実現を図り、さらなる住民の利便性とサービス向上を図ります。

また、能勢電鉄「ときわ台駅」に路線バスを運行させるため、町道吉川中央線（ときわ台地内）の道路線形改良と駅前広場の実施設計等を行います。

ときわ台自転車駐車場については、新しく整備し、地上化することにより、無人化・無料化による効率的な運営、利便性の向上を目指します。

消防団活動については、消防団は地域の防火・防災の要として期待されていることから、団の役割と機能を活かした活動を行うとともに、常備消防機関との連携を強化し、効果的な防災活動に努めます。

地域防災計画については、全国各地で近年に発生した災害の教訓等を踏まえて、修正された国の防災基本計画や大阪府地域防災計画との整合を図るとともに、最新の防災対策の知見を反映させ、より実効性の高い計画となるよう修正します。

防災備蓄品については、大阪府の「大規模災害時における救援物資に関する今後の

備蓄方針」に基づき、巨大地震発生時の避難所避難者数をもとに算出した必要品目を計画的に備蓄します。

平成30年度に運用を開始する防災行政無線については、住民への情報伝達が迅速かつ確実に行われるかを確認するとともに、住民がスムーズに避難行動が取れるよう、通報訓練を実施します。

また、引き続き職員等による防災出前講座の実施や土砂災害警戒区域等に対応したハザードマップを住民と協働で作成する取り組み、自主防災組織に対する防災資器材等の購入補助を行い、地域防災力の向上を図ります。

上水道事業は、事業の効率化、人員や経費の削減に努めてまいりましたが、近年の人口減少により給水収益が減少していることから、「独立採算性の原則」に基づき、4月より水道料金を改定します。今後もより効率的な事業運営と健全な経営に努めます。

また、大阪広域水道企業団との統合による事業開始が平成31年4月からできるよう、残された課題の解決に努めます。

下水道事業については、本町の普及率は99.9%と高く下水道整備はほぼ完了していることから、今後は老朽化が顕著な下水道施設について、計画的な点検・調査及び修繕・改築等を行うことにより、持続的な下水道機能の確保とライフサイクルコストの低減を図ることを目的とした「ストックマネジメント計画」を策定します。

むすびに

以上、新年度の町政運営に臨む私の思いと本議会に提案しております平成30年度予算案の主な施策の概要について申し上げます。

3月には新名神高速道路の川西－神戸間が開通し、全線開通することにより、京阪

神地域への交通アクセスは飛躍的に向上し、町にとっても大きな転換期になります。これを機会に豊能町の魅力をこれまで以上にPRするとともに、これからの町を担っていく次世代をしっかりと見据えて、「豊能町」を誇りに思える魅力あふれるまちづくりを推進していきます。

これからの町政運営にあたりまして、議員の皆さまの温かいご支援、力強いご協力と、住民の皆さまの積極的なまちづくりへの参画を心からお願い申し上げます。

○議長（橋本謙司君）

お疲れさまでした。

日程第3「第1号報告 専決処分の報告の件」の報告を求めます。

南教育次長。

○教育次長（南 正好君）

おはようございます。

それでは、第1号報告、専決処分の報告の件について御報告申し上げます。

議案書は1ページから2ページをござんください。

本件は、公用車の事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることにつきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものです。

専決処分の内容でございますが、専決日は、専決第1号として平成30年1月22日でございます。

相手方は、兵庫県川西市萩原3丁目4番10号、梅原祐子様です。

事故の概要は、平成29年11月6日午前11時28分ごろ、池田市畑3丁目の駐車場において幼稚園バスが当該駐車場から出る際、前面道路が狭いため車両を繰り返して前後に動かしていたところ、駐車場内に駐車していた相手方車両に接触し、同車両に損害を与えたものでございます。

和解の内容は、町の過失割合を100%とし、相手方車両の修繕料28万円を損害賠償金として相手方に支払うものです。

以上、御報告申し上げます。

○議長（橋本謙司君）

日程第4「第1号承認 専決処分事項の承認を求める件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

乾副町長。

○副町長（乾 晃夫君）

第1号承認、専決処分事項の承認を求める件（平成29年度豊能町一般会計補正予算）について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、株式会社柳井組に対し損害賠償請求を行うに当たり、財産の仮差押手続を行うため裁判所に対して現金を供託する必要があったことから、その費用を補正するものでございます。

この予算につきましては議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行い、その内容を同条第3項の規定により報告し御承認をお願いするものでございます。

それでは補正予算書の1ページをお願いいたします。

平成29年度豊能町一般会計補正予算書（第6回）でございます。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,000万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億3,662万4,000円とするものであります。

補正後の款項の区分及び歳入歳出予算の金額は、2ページの「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりであります。

それでは、今回の歳入歳出予算の補正内容について、まず歳出から御説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。

款2・総務費、項1・総務管理費、目5・財産管理費の2. 普通財産管理事業でございますが、財産の仮差押を行うための供託金でございます。

歳出の説明は以上でございます。

次に歳入について御説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。

款18・繰入金、項1・基金繰入金、目1・財政調整基金繰入金であります。今回の補正の財源調整として基金を繰り入れるものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御承認をいただきますようよろしく願いいたします。

○議長（橋本謙司君）

これより本件に対する質疑を行います。
永谷議員。

○6番（永谷幸弘君）

おはようございます。6番・永谷です。

第1号報告の専決処分の報告の件について質問いたします。

28万円という。

○議長（橋本謙司君）

それじゃない。もう報告だけやから、それは。よろしい。

今のは割愛します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本謙司君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。ないですか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本謙司君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本謙司君）

起立全員であります。

よって、第1号承認は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第5「第1号諮問 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

乾副町長。

○副町長（乾 晃夫君）

第1号諮問、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて御説明申し上げます。

人権擁護委員の任期満了に伴う同委員の候補者の推薦に際し、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

意見を求める方の御住所は、豊能町吉川173番地。お名前は、向井裕彦さんです。生年月日は昭和31年11月22日でございます。

向井さんは箕面市に勤務され、その在任中から保護司をお務めになっております。その他の略歴については別紙のとおりでございます。

説明は以上でございます。御審議をいただき御意見を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（橋本謙司君）

これより本件に対する質疑を行います。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本謙司君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本謙司君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり適任と認めることに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本謙司君）

起立全員であります。

よって、第1号諮問は、原案のとおり適任と認められました。

日程第6「第1号議案 豊能町教育長の任命につき同意を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

乾副町長。

○副町長（乾 晃夫君）

第1号議案、豊能町教育長の任命につき同意を求めることについて御説明申し上げます。

本件は、教育長の任期満了に伴う次期教育長の任命に際し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

次期教育長には新谷芳宏教育長を引き続き任命いたしたく存じます。

任期は、4月1日から3年間でございます。その他、経歴につきましては別紙のとおりでございます。

説明は以上でございます。御審議の上御同意を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（橋本謙司君）

これより本件に対する質疑を行います。ありませんか。遠慮なく、あれば言ってください。よろしい。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本謙司君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本謙司君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長（橋本謙司君）

起立全員であります。

よって、第1号議案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第7「第2号議案 豊能町一般職の任期付職員の採用に関する条例制定の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

第2号議案、豊能町一般職の任期付職員の採用に関する条例制定の件について御説明申し上げます。

議案書の5ページから12ページ及び条例の概要資料をあわせてごらん願います。

本件は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づく一般職の任期付職員の採用を行うことができるよう条例を制定するものでございます。

それでは条例の内容について御説明申し上げます。

第1条では条例の趣旨を規定しております。

第2条から第4条までは任期付職員の採用の区分・用件を規定しております。

まず第2条は、専門的な知識経験を有する者を任期を定めて採用する場合を規定し、第1号は専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要する場合、第2号は急速に進歩する技術に係る業務で、知識の有効性が一定期間に限られる場合、第3号は専門的な知識経験を有する職員がほかの業務に従事する場合の代替の場合、第4号は最新の専門的な知識経験を必要とする業務の場合としております。

任期につきましては第6条第1項に規定しておりまして、5年以内、更新は採用から5年以内の任期で可能としております。

次に、第3条は時限的な業務に任期を定めて採用する場合を規定し、第1号は一定の期間内に終了することが見込まれる業務に従事する場合、第2号は一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務に従事する場合としております。

任期につきましては第5条と第6条第2項に規定しておりまして、3年以内、特に必要な場合は5年まで可能とし、更新は採用から3年以内、特に必要な場合は5年以内の任期で可能としております。

次に、第4条は短時間勤務職員を任期を定めて採用する場合を規定し、第1項は第3条と同様の業務に従事する場合、第2項は住民に対するサービスの提供時間を延長もしくは繁忙期のサービス提供体制を充実またはその延長時間・体制を維持する必要がある場合、第3項は介護休暇、部分休業等の代替の場合としております。

任期につきましては第3条の職と同様でございます。

附則としまして、この条例は平成30年4月1日から施行することとし、また関係する職員の勤務時間、休日休暇等に関する条例、豊能町職員の育児休業等に関する条例、豊能町一般職の職員の給与に関する条例及び職員の退職手当に関する条例を一部改正するものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本謙司君）

日程第8「第3号議案 豊能町指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例制定の件」を議題といたしま

す。

提案理由の説明を求めます。

上浦生活福祉部長。

○生活福祉部長（上浦 登君）

それでは、第3号議案、豊能町指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例制定の件につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

本条例は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の一部改正に伴い、指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定めるものでございます。

14ページ並びに条例の概要をごらんください。

条例の初めに目次を設けさせていただきます。第6章までの章立てとしてでございます。

第1章では総則といたしまして、この条例の趣旨、用語の意義等について規定し、第2章では指定居宅介護支援事業者に指定してはならない者は法人でない者とし、次の第3章では基本方針として指定居宅介護支援事業における配慮すべき事項等について定めてございます。第4章では人員基準を、第5章では運営基準を、第6章では第3章から第5章までの規定を基準該当居宅介護支援事業について準用する規定を定めているものでございます。

最後に、附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行し、また経過措置といたしまして平成33年3月31日までの間は介護支援専門員を事業所の管理者とすることができることとしてございます。

説明は以上でございます。御審議賜り御

決定いただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（橋本謙司君）

日程第9「第4号議案 豊能町附属機関に関する条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

第4号議案、豊能町附属機関に関する条例改正の件について御説明申し上げます。

議案書の33ページ、34ページ及び条例の概要説明資料をごらん願います。

本件は、小中一貫校の整備を見据え、学校施設の跡地利用や本庁舎の整備も含め公共施設の再編に関する必要な事項についての調査審議に関する事務を行う附属機関を設置するものでございます。

附属機関の名称は、豊能町公共施設再編検討委員会でございます。

担任する事務は、公共施設の再編に関する必要な事項についての調査審議に関する事務といたします。

構成員は、学識経験者、各種団体町職員など15名以内。

委員会の立ち上げは、学校再配置の計画進行に一定のめどがついた時点を予定しております。

なお、附則としまして、この条例は平成30年4月1日から施行することとし、豊能町報酬及び費用弁償条例を改正し、委員長報酬を月額1万5,000円、委員の報酬を月額7,000円と定めるものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本謙司君）

日程第10「第5号議案 豊能町附属機

関に関する条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鴻野建設環境部長。

○建設環境部長（鴻野芳樹君）

それでは、第5号議案、豊能町附属機関に関する条例改正の件について説明をさせていただきます。

議案書35ページ、36ページ、及び条例の説明資料をお願いいたします。

提案理由につきましては、道の駅の設置に関する重要な事項についての調査審議に関する事務を行う附属機関を設置するものでございます。

主な改正概要は、第1条第1号の表に名称として、豊能町道の駅設置準備委員会で、担任する事務といたしましては道の駅の設置に関する重要な事項についての調査審議に関する事務でございます。

附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行することとし、豊能町報酬及び費用弁償条例を改正いたしまして別表の障害者計画策定委員の項の次に道の駅設置準備委員会委員の委員長の報酬を日額1万円、同委員については日額7,000円を加えるものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本謙司君）

日程第11「第6号議案 豊能町附属機関に関する条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

南教育次長。

○教育次長（南 正好君）

それでは、第6号議案、豊能町附属機関に関する条例改正の件について御説明申し上げます。

議案書37ページ及び概要説明書、新旧対照表もあわせてごらんください。

豊能町附属機関に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものでございます。

提案理由は、いじめ防止対策推進法第14条第3項の規定によりいじめの防止等のための対策についての調査審議及び同法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査に関する事務を行う附属機関を設置するものです。

次のページをごらんください。

豊能町附属機関に関する条例の一部を次のように改正するもので、第1条第2号の表の区分欄に、豊能町学校問題調査対策委員会を、担任する事務欄にいじめの防止等のための対策についての調査審議及びいじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査に関する事務を加えるものです。

附則において、第1条ではこの改正条例は平成30年4月1日から施行するものとし、第2条では豊能町報酬及び費用弁償条例の一部を改正し、学校問題調査対策委員会委員の報酬を日額1万円とするものでございます。

説明は以上でございます。御審議の上御決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本謙司君）

日程第12「第7号議案 職員の管理職手当に関する条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

第7号議案、職員の管理職手当に関する条例改正の件について御説明申し上げます。議案書の39ページ、40ページ及び条

例の概要資料をあわせてごらん願います。

本件は管理職手当の支給月数を改定するとともに支給する職を追加するものでございます。

それでは条例の改正内容について御説明申し上げます。

別表中、部長、政策事業統括官、議会事務局長、教育次長、医長の支給月額を5万8,000円から6万円に、会計管理者の支給月額を5万8,000円から4万5,000円に、課長、支所長、出納室長、幼稚園長、保育所長、こども園長、農業委員会事務局長、選挙管理委員会事務局長、広報委員会事務局長の支給月額を4万円から4万5,000円に、主幹の支給月額を3万8,000円から4万円に、課長補佐、園長補佐、所長補佐、副園長の支給月額を2万8,000円から3万5,000円に、保健師長、副主幹の支給月額を2万8,000円から3万円にそれぞれ改定するとともに、支給する職をこども園長、副園長及び保健師長を追加し、また期間別の項を削除し別表を整理するものでございます。

附則としましてこの条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本謙司君）

日程第13「第8号議案 豊能町手数料条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鴻野建設環境部長。

○建設環境部長（鴻野芳樹君）

それでは、第8号議案、豊能町手数料条例改正の件につきまして説明をさせていただきます。

議案書41ページ、42ページ及び条例の概要資料をお願いいたします。

豊能町手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものでございます。

提案理由につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴いまして、砂利採取計画の認可に関する事務等の手数料を改定するとともに、土壤汚染対策法の改正に伴い汚染土壌処理業に係る譲渡の承認に関する事務等について手数料を定めるものでございます。

改正の主な内容を説明をさせていただきます。

豊能町手数料条例の改定でございますけれども、砂利採取計画の認可については1件当たり3万7,700円から3万3,900円に、砂利採取計画の変更認可は1件当たり1万7,000円から1万5,000円に改定するものでございます。

また、土壤汚染対策法に基づく事務に関するものの表中4としまして汚染土壌処理業に係る譲渡及び譲受けの承認で1件当たり手数料の額を9万3,200円を、5として汚染土壌処理業に係る法人の合併または分割の承認で1件当たり9万3,200円を、6として汚染土壌処理業に係る相続の承認で1件当たり9万3,200円を追加するものでございます。

附則といたしましてこの条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上です。御審議いただき御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（橋本謙司君）

日程第14「第9号議案 豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

南教育次長。

○教育次長（南 正好君）

第9号議案、豊能町特定教育・保育施設

及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例改正の件について御説明申し上げます。

議案書43ページ及び概要説明書、新旧対照表もあわせてごらんください。

豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、次のように定めるものでございます。

提案理由は、平成29年4月26日に公布された、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律が一部改正されたことに伴い、引用条項に項ずれが生じるため所定の整備を行うものです。

次のページをごらんください。

豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正するもので、第15条第1項第2号中、同条第9項を同条第11項に改めるものです。

附則においてこの改正条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。御審議の上御決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本謙司君）

日程第15「第10号議案 豊能町国民健康保険条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上浦生活福祉部長。

○生活福祉部長（上浦 登君）

それでは、第10号議案、豊能町国民健康保険条例改正の件につきまして、提案理由の御説明をいたします。

今回の改正は国民健康保険法の改正に伴

い所要の改正を行うものでございます。

議案書の45ページでございますが、新旧対照表をごらんください。

第2条は国民健康保険法第11条に定められている、市町村に国民健康保険運営協議会を置くという規定が市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置くことと改められたことに伴い、当該規定により本町に設置する協議会の名称を豊能町国民健康保険運営協議会とする規定を新設し、名称を明確化するものでございます。

第10条では、当該条例において引用する国民健康保険法第72条の号が2項立てとなったことに伴う規定の整備でございます。

なお附則といたしましては、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。御審議の上御決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本謙司君）

日程第16「第11号議案 豊能町国民健康保険税条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上浦生活福祉部長。

○生活福祉部長（上浦 登君）

それでは、第11号議案、豊能町国民健康保険税条例改正の件につきまして、提案理由の御説明をいたします。

今回の改正は国民健康保険法の改正により、国民健康保険事業費納付金を都道府県に納付することに伴う所要の改正を行うとともに、今後、府内で統一される基準に合うよう、段階的に保険税額等を改正するものでございます。

議案書につきましては47ページでございますが、初めに条例の概要をごらんくだ

さい。

改正の内容でございますが、所得割総額、被保険者均等割総額、世帯別平等割総額の課税総額に対する割合の改定、課税額についての規定の改正、保険税額等の改正でございます。

それでは新旧対照表をごらんください。

第1条の2第1項では、大阪府内統一保険料を目指した大阪府国民健康保険運営方針により、均等割、平等割の割合がこれまでの70対30から、多子世帯に配慮すべく60対40に見直されるため、段階的に改正するものでございます。

次の第2項介護納付金分保険料は、所得割と均等割の2号式となるため段階的に見直すものでございます。

第2条は課税額の規定の見直し、第3条から第5条の2までは医療分に係ります税率の改正でございます。

第3条第1項は所得割を7.10%から7.42%に、第5条は均等割を3万1,300円から2万9,900円に、第5条の2は平等割の一般世帯を2万4,800円から2万5,500円に、特定世帯を1万2,400円から1万2,750円に、特定継続世帯を1万8,600円から1万9,125円に、また第5条の3から5までは後期高齢者支援金に係ります税率の改正でございます。所得割を2.16%から2.36%に、均等割は9,500円から変わらず、平等割の一般世帯を7,600円から8,100円に、特定世帯を3,800円から4,050円に、特定継続世帯を5,700円から6,075円に、次の第6条から第7条の3までは介護納付金に係ります改正でございますが、所得割を2.11%から2.16%に、均等割を9,000円から1万300円に、平等割を4,700円から3,000円にそれぞれ改正するものでございます。

また13条につきましては被保険者世帯の所得状況等による保険税の軽減額を規定しており、7割、5割、2割の均等割、平等割の減額につき規定を改正するものでございます。

なお附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。また、改正後の規定は平成30年度以降の年度分につきまして適用し、平成29年度分まではなお従前の例によるものといたします。

説明は以上でございます。御審議の上御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（橋本謙司君）

日程第17「第12号議案 豊能町介護保険条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上浦生活福祉部長。

○生活福祉部長（上浦 登君）

第12号議案、豊能町介護保険条例改正の件につきまして、提案理由の説明をいたします。

今回の改正は、第7期介護保険事業計画期間であります平成30年度から平成32年度までの3年間について介護保険の適正な運営を図るため、第1号被保険者の介護保険料率を改定するとともに、延滞金や過料の規定などについて所要の改正を行うものでございます。

議案書につきましては51ページでございます。

それでは新旧対照表をごらんください。

まず第7条、保険料率の期間を平成30年度から平成32年度に改めます。

次に第7条の各号は第1号から順に各段階における保険料となり、第6期同様12段階とするため、第1段階であります第7号、第1号の額を3万2,473円に改め、

順に第2段階は4万5,462円に、第3段階は4万8,710円に、第4段階は5万8,452円に、基準額となります第5段階は6万4,947円に、第6段階は7万7,936円に、第7段階は8万4,431円に、第8段階は9万9,255円に、第9段階は10万3,915円に、第10段階は11万6,904円に、第11段階は12万1,511円に、第12段階は12万9,894円にそれぞれ改めるものでございます。

次に第2項では、低所得者である第1段階の被保険者について軽減する規定を定めてございます。

第14条では1,000円未満の延滞金は切り捨てる規定を、第18条では過料についての改正を定めております。

なお附則でございますが、第1項として施行日は平成30年4月1日から施行するものといたします。第2項といたしまして改正後の保険料は平成30年度から適用し、平成29年度以前の保険料は従前の保険料とするものとしてございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定くださいますようよろしくお願いをいたします。

○議長（橋本謙司君）

日程第18「第13号議案 豊能町後期高齢者医療に関する条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上浦生活福祉部長。

○生活福祉部長（上浦 登君）

第13号議案、豊能町後期高齢者医療に関する条例改正の件につきまして、提案理由の説明をいたします。

今回の改正は、高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴い、町が保険料を徴収する被保険者を追加等するほか、延滞金の規定などについて所要の改正を行うもので

ございます。

議案書の54ページでございます。

それでは条例の概要及び新旧対照表をごらんください。

まず第3条、保険料を徴収すべき被保険者の規定に、住所地特例の適用を受けた国保被保険者については後期高齢者医療に加入した場合でもその適用を引き継ぐことで保険料を徴収する被保険者を追加等するものでございます。

次に第6条では、1,000円未満の延滞金は切り捨てる規定の改正を定めております。

なお附則でございますが、この条例は平成30年4月1日から施行するものとしてございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定くださいますようよろしくお願いをいたします。

○議長（橋本謙司君）

日程第19「第14号議案 豊能町営住宅条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鴻野建設環境部長。

○建設環境部長（鴻野芳樹君）

それでは、第14号議案、豊能町営住宅条例改正の件につきまして、説明をさせていただきます。

議案書の56ページ、57ページ及び条例概要書をお願いいたします。

豊能町営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定めるものでございます。

提案理由につきましては、公営住宅法施行令及び公営住宅法施行規則の改正に伴いまして、本条例において引用しております施行令施行規則の条ずれが生じたために規定の整備を行うものでございます。

改正の主な内容について説明をさせていただきます。

本条例の改正は公営住宅法施行令及び公営住宅法施行規則の改正に伴いまして文言の整理を行うものでございます。

第11条の第1項中で「第10条」を「第11条」に改正するものでございます。同様に、第12条の第1項中「第11条」を「第12条」に、第14条の第2項中「第8条」を「第7条」に、第37条及び第38条で「第11条」を「第12条」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

説明は以上です。御審議賜り御決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（橋本謙司君）

日程第20「第15号議案 豊能町都市公園条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鴻野建設環境部長。

○建設環境部長（鴻野芳樹君）

それでは、第15号議案、豊能町都市公園条例改正の件につきまして御説明をさせていただきます。

豊能町都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定めるものでございます。

議案書の58ページ、59ページ及び条例の概要書をごらんください。

提案理由は、都市公園法施行令の改正に伴いまして、都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合の上限について定めるものでございます。

豊能町都市公園条例の一部を次のように改正するものでございます。

第2条の5第1項中「この条」の次に「及び次条」を加えることといたします。第2条の6を第2条の7とし、第2条の5の次に新たに、（公園施設に関する制限）を第2条の6として、令第8条第1項の条

例で定める割合は、100分の50とする。を新たに追加し、別表中「（第2条の6関係）」を「（第2条の7関係）」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。御審議賜り御決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（橋本謙司君）

日程第21「第16号議案 豊能町消防団員等公務災害補償条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

第16号議案、豊能町消防団員等公務災害補償条例改正の件について御説明申し上げます。

議案書の60ページから62ページ及び条例の概要資料をあわせてごらん願います。

本件は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、損害補償の算定の基礎となる補償基礎額の加算額について改正するものでございます。

それでは条例の改正内容について御説明申し上げます。

非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額の加算額を政令と同様に改正し、改正後は配偶者を217円、子を333円、配偶者と子以外の扶養親族を217円とし、あわせて規定の整備を行うものでございます。

また、引用する条文を改正いたします。

附則としまして、この条例は平成30年4月1日から施行することとし、また、経過措置を規定するものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただ

き御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本謙司君）

日程第22「第17号議案 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

板倉上下水道部長。

○上下水道部長（板倉廣幸君）

それでは、第17号議案、大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の63ページをお開きください。

本件は、豊能町を初め泉南市、阪南市、能勢町、忠岡町、田尻町及び岬町の7市町と大阪広域水道企業団との統合により大阪広域水道企業団が共同処理する事務を追加すること及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関して、地方自治法第286条第1項の規定に基づき協議するため、同法第290条の規定により提案するものでございます。

変更の内容でございますが、議案書64ページ及び新旧対照表をあわせてごらんください。

第1条といたしまして、別表第2中の「四條畷市」を「泉南市、四條畷市」に改め、「四條畷市」の次に「、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町、岬町」を加えるものでございます。

第2条といたしまして、別表第2中の「豊能町」の次に「、能勢町」を加えるものでございます。

附則といたしまして、第1条は平成31年4月1日から、第2条は平成36年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本謙司君）

日程第23「第18号議案 町道路線の認定、廃止、一部廃止及び変更の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鴻野建設環境部長。

○建設環境部長（鴻野芳樹君）

それでは、第18号議案、町道路線の認定、廃止、一部廃止及び変更の件につきまして御説明を申し上げます。

議案書65ページから68ページをお願いいたします。

道路法第8条第1項第10条第1項及び第2項の規定によりまして次のとおり路線を認定し、廃止し、一部廃止し、及び変更を行うものでございます。

提案理由は、町道路線の認定、廃止、一部廃止及び変更を行うため、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

改正の概要につきましては議案書の66ページから68ページに記載のとおりでございます。新たに認定する路線は、町道宮ノ東線、久保田線、中東谷線、西谷線、矢取石線、平尾線、下辻浦線、東ときわ台94号線、東ときわ台95号線の9路線で、廃止路線はゴンボ山線の1路線、一部廃止路線は切畑中央線の1路線、変更路線は二ノ谷線、下辻垣内線、西野中ノ西線、切畑妙見線、中ノ垣内線、向山線、福田戸知山線の7路線でございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本謙司君）

日程第24「第19号議案 平成29年

度豊能町一般会計補正予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

乾副町長。

○副町長（乾 晃夫君）

第19号議案、平成29年度豊能町一般会計補正予算の件について御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

平成29年度豊能町一般会計補正予算（第7回）であります。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億1,849万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億1,812万5,000円とするものであります。

補正後の款項の区分及び歳入歳出予算の金額は、2ページから4ページの「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりであります。

次に第2条といたしまして継続費の補正であります。5ページをお願いいたします。

「第2表 継続費補正」に記載のとおり、平成28年度からの継続事業であります光風台駅前エスカレーター修繕工事業について、平成29年度分の事業費が確定したことにより、総額及び年割額を減額するものでございます。

次に、第3条といたしまして、繰越明許費であります。6ページをお願いいたします。

「第3表 繰越明許費」に記載のとおり、戸知山調整池浚渫土砂等撤去事業について、年度内に事業が完了する見込みがないため、翌年度に繰り越すものでございます。

次に、第4条といたしまして、債務負担行為の補正でございます。7ページの「第4表 債務負担行為補正」に記載のとおり、

文書管理システムサーバ更新事業及び小学校給食調理業務委託事業について、いずれも事業費が確定いたしましたので減額するものでございます。

次に、第5条といたしまして、地方債の補正でございます。8ページをお願いいたします。

「第5表 地方債補正」に記載の五つの事業につきまして、いずれも事業費が確定したことにより、地方債を減額するものでございます。

それでは、今回の補正内容について、まず歳出から御説明を申し上げます。今回の補正では事業費の確定に伴う不用額の減額と歳入の確定に伴う財源振替を行います。これら不用額及び財源振替の説明は省略いたしますので御了承願います。

17ページをお願いいたします。

款2・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費の1. 人件費事業でございますが、早期希望退職者1名、死亡退職者1名、計2名の退職手当を補正するものでございます。

18ページをお願いいたします。

目9・電子計算費の3. 住民情報化推進事業でございますが、マイナンバー制度に対応するためシステム改修に係る費用を補正するものでございます。

次に、21ページをお願いいたします。

款3・民生費、項1・社会福祉費、目9・未熟児養育医療助成費の1. 未熟児養育医療費給付事業でございますが、給付費の増加に伴う扶助費を補正するものでございます。

次に、27ページをお願いいたします。

款10・教育費、項1・教育総務費、目2・事務局費の11. 子ども・子育て支援事業のうち償還金でございますが、平成28年度事業費の確定に伴う償還金であります。

歳出の説明は以上でございます。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

歳入につきましては事業費の確定に伴う増減については説明を省略いたしますので御了承をお願いいたします。

15ページをお願いいたします。

款18・繰入金、項1・基金繰入金、目1・財政調整基金繰入金でございますが、今回の補正の財源調整として減額するものでございます。

目3・退職手当基金繰入金であります。歳出のところ御説明申し上げました退職手当に係る繰入金でございます。

款20・諸収入、項3・雑入、目3・雑入の58.安全・安心まちづくり推進助成金でございますが、大阪府市町村振興協会からの助成でございます。

同じく67.自治体クラウドモデル団体支援事業助成金でございますが、地方公共団体情報システム機構からの助成金でございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（橋本謙司君）

日程第25「第20号議案 平成29年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上浦生活福祉部長。

○生活福祉部長（上浦 登君）

それでは、第20号議案、平成29年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第1回）について、提案理由を説明させていただきます。

今回の補正は、制度改革によるシステム改修費補助金及び前期高齢者納付金の増額、また平成28年度の医療費の確定による国

府への償還金の増額によるものでございます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ384万5,000円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ33億1,296万4,000円とするものでございます。

それでは、歳出より御説明させていただきます。

お手元の補正予算書8ページをお願いいたします。

款1・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費は、システム改修費用に係る補助金が増額交付されたことに伴う財源振替。

次に款4・前期高齢者納付金等、目1・前期高齢者納付金は、予算額に不足が生じるための増額補正でございます。

9ページをお開きください。

款11・諸支出金、目3・国府支出金償還金は、平成28年度の療養給付費負担金確定に伴う国府支出金を増額補正するものでございます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

6ページをお開きください。

款3・国庫支出金、項2・国庫補助金、目2・国民健康保険制度関係準備事業費補助金は、国保の制度改革に伴うシステム改修費用に係る補助金が大幅に増額交付されたものでございます。

次に、款5・前期高齢者交付金、目1・前期高齢者交付金は、前期高齢者納付金の概算額と予算額の乖離により増額するものでございます。

7ページをお開きください。

款8・繰入金、目1・一般会計繰入金は、先ほど御説明をさせていただきましたシステム改修費に係る補助金が増額交付される

こととなったため、一般会計からの繰入金の減額を、次の款9・繰越金、目2・その他繰越金は、国府支出金償還金の財源とするものでございます。

説明は以上でございます。御審議をいただき御決定賜りますよう、よろしく願いをいたします。

○議長（橋本謙司君）

日程第26「第21号議案 平成29年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上浦生活福祉部長。

○生活福祉部長（上浦 登君）

それでは、第21号議案、平成29年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について、提案理由を説明させていただきます。

今回の補正は、保険料収入の伸びによる納付金の増額によるものでございます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,318万5,000円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,874万8,000円とするものでございます。

それでは、歳出より御説明させていただきます。

お手元の補正予算書7ページをお願いいたします。

目1・後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料徴収分を広域連合に納付するものでございます。

続いて歳入の説明をさせていただきます。

6ページをお開きください。

款1・後期高齢者医療保険料は、保険料徴収相当額の増加分でございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますよう、よろしく願いをいたします。

○議長（橋本謙司君）

この際、暫時休憩します。再開は、11時10分とします。

（午前10時59分 休憩）

（午前11時10分 再開）

○議長（橋本謙司君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第27「第22号議案 平成29年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上浦生活福祉部長。

○生活福祉部長（上浦 登君）

それでは、第22号議案 平成29年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第3回）について提案理由を説明させていただきます。

今回の補正は、介護保険法の改正で平成29年度より予防給付事業から総合事業に移行した事業について、当初見込んでいた事業費を上回る事態となったため、予防給付事業の予算科目から総合事業の予算科目への組み替えをお願いするものでございます。

それでは、歳出より御説明させていただきます。財源振替以外のものについて御説明をいたします。

補正予算書11ページをお開きください。

款2・保険給付費、項2・介護予防サービス等諸費、目1・介護予防サービス給付費は、13ページの款4・地域支援事業、項1・介護予防生活支援サービス事業費を増額するため、1,070万5,000円を減額するものでございます。

また、13ページの款4・地域支援事業、目1・介護予防生活支援サービス事業費につきましては、総合事業によるサービス提供が当初見込みを上回ることとなったため、目1・サービス事業費を979万5,000

円、ケアマネジメント事業を91万円、それぞれ増額するものでございます。

歳出の説明は以上でございます。

続きまして、6ページからの歳入の御説明をさせていただきます。

歳入につきましては、歳出で御説明をさせていただきましたそれぞれの増額、組み替えに伴いましての保険料及び各交付金の財源調整でございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（橋本謙司君）

これより、本件に対する質疑を行います。
高尾靖子議員。

○10番（高尾靖子君）

高尾でございます。

今御説明いただきました件で、当初、通所を見込んでたよりふえたということでございますが、どれだけの回数がふえたのかお聞きいたします。

○議長（橋本謙司君）

答弁を求めます。

上浦生活福祉部長。

○生活福祉部長（上浦 登君）

お答えさせていただきます。

この総合事業につきましては、要支援1・2の方の介護予防訪問介護とそれから介護予防通所介護、これが総合事業に移行したわけなんでございますが、その中で通所型サービス、いわゆるデイサービス、これの御利用が、当初500回程度見込んでございましたが、それが倍近くになってきてございます。

以上でございます。

○議長（橋本謙司君）

高尾靖子議員。

○10番（高尾靖子君）

それで倍になったということは、大変それ

だけ今後もふえていくということが見込まれるわけですけれども、現在の体制で対応ができる状態なのかどうかということと、今後事業が見込まれるわけですけれども、その見込みについて反映されていくのかどうかお伺いします。

○議長（橋本謙司君）

答弁を求めます。

上浦生活福祉部長。

○生活福祉部長（上浦 登君）

お答えさせていただきます。

総合事業でいわゆるデイサービスがふえてきたわけなんですけれども、それは今まで平成28年度までは介護給付、介護予防給付でしてございましたものでございますので、現場のサービス提供については予算の組み替えを行っただけで、サービス提供をするというインフラについては影響がないと思っております。

それから今後その体制をちゃんと組んでおるのかということでございますが、予算的には今回補正をお願いした後の平成29年度の予算が5,100万円程度に増額をさせていただきました。平成30年度の当初予算、この予算につきまして、今、7,900万円ほどの予算を組まさせていただきます。これによりまして財源措置もできているものと考えてございますので、安定継続してサービスについては提供できるものと思っております。

以上でございます。

○議長（橋本謙司君）

高尾靖子議員。

○10番（高尾靖子君）

倍にふえたいということで30年度は増額をしているということでございますので、それが今、この利用されている方が本当にこれ、今の現状で維持していけるかどうか、大変、進んでいくかどうかにかかわってくる

と思うので、その体制、今の現在の状態を保っていきけるような、またそれ以上改善できるような体制づくりができる、そういう介護予防にしていくべきだと思うんですけども、これから介護給付基金が今ふえておりますけれども、しかしこの現在の体制をぜひ維持させるために、しっかりと整えて整備していく必要があると思いますが、その姿勢についてお伺いいたします。

○議長（橋本謙司君）

答弁を求めます。

上浦生活福祉部長。

○生活福祉部長（上浦 登君）

お答えさせていただきます。

総合事業にそれなりの事業費が膨らんでいくわけなんですけれども、それについては介護予防費のほうからの組み替えということで大丈夫だと思っておりますが、それよりも何よりもやはり介護保険制度というのは公的保険制度でございます。今、議員がおっしゃいましたように、その安定継続というのが第一だと考えてございますし、それから豊能町では2025年には50%程度の高齢者が見込まれるということ、それから後期高齢者の方々がたくさん多くなっていくということは十分行政としても理解をさせていただきますので、その辺も加味させていただいて第7期の介護保険事業計画を策定させていただいてたつもりでございます。引き続き安定的に利用者の方々が望むサービスを提供できるように取り組んでまいりたいと考えてございますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（橋本謙司君）

ほかありませんか。

秋元美智子議員。

○9番（秋元美智子君）

思った以上に総合事業のほうを利用する方が多かったということで振替なんですけ

ども、これ振替ってというのは毎年起こり得ることですか。ちょっと私こういう経験なかったものでして、いい悪いではなくて、やはりそういうふうなことを毎年毎年、こちらも認識しておいたらいいいということなんでしょうか。それはやっぱり予想ですから違いますので、このあたりのことについてお尋ねいたします。

○議長（橋本謙司君）

答弁を求めます。

上浦生活福祉部長。

○生活福祉部長（上浦 登君）

お答えさせていただきます。

これは制度の問題でございまして、今までの介護予防給付のうちのヘルプとデイについては要支援1、要支援2の方が全て更新を機に総合事業に移るというようなことになってございますので、今まで、その方、その方の容体によりまして更新が6カ月から2年間ということで幅がございまして、順次総合事業のほうに移行させていただいてございますが、あと残る2年の更新期をお迎えの方々が平成30年度でおおよそ大体総合事業に移行されるのではないかなと考えてございますので、それ以降につきましては自然増を計算させていただくということで適正に対応させていただきたいと考えてございます。

○議長（橋本謙司君）

秋元美智子議員。

○9番（秋元美智子君）

ごめんなさい。私がお尋ねしたかったのは、この予算の中で総合事業とそれから介護予防費と分かれてますね。そのところが毎年いろいろ計算してやっぱり用意されてるんでしょけど、やっぱりちょっと食い違い出てくると思うんですよ。その都度こういうふうな形で振替をされるんですかっていう質問ですので、お願いをいたします。

○議長（橋本謙司君）

答弁を求めます。

上浦生活福祉部長。

○生活福祉部長（上浦 登君）

お答えさせていただきます。

平成30年度は第7期の介護保険事業計画ということで、今回こんな形で補正もお願いするという事になってございまして、来年度以降についてはなるべくといいますか、そういうふうに想定を、そういうふうにといいますか、その予算の組み替えをせずに事業が展開できるような予算の組み替えをさせていただいたつもりでございしますが、議員御心配の、ひょっとすると組み替えをまたお願いするというようなことがあろうかもわかりませんけれども、今、予算を編成させていただいたこの時期で申し上げますとそのようなことはないことと考えてございます。

以上でございます。

○議長（橋本謙司君）

ほかありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本謙司君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本謙司君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本謙司君）

起立全員であります。

よって第22号議案は原案のとおり可決されました。

日程第28「第23号議案 平成29年度豊能町下水道事業特別会計補正予算の

件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

板倉上下水道部長。

○上下水道部長（板倉廣幸君）

第23号議案、平成29年度豊能町下水道事業特別会計補正予算の件について御説明申し上げます。

お手元の補正予算書1ページをお開きください。

平成29年度豊能町下水道事業特別会計補正予算（第2回）でございます。

第1条としまして、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,351万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,088万2,000円とするものでございます。

第2条、繰越明許費でございますが、4ページの「第2表 繰越明許費」をごらんください。

消防団詰所予定地下水道整備事業でございますが、関係機関等との調整に時間を要し、年度内に完了することが困難になりましたので繰り越しするものでございます。

第3条、債務負担行為の補正でございますが、5ページの「第3表 債務負担行為補正」をごらんください。

ときわ台中継ポンプ場維持管理事業につきましては、事業費がほぼ確定しましたので、補正により減額するものでございます。

第4条、地方債の補正でございますが、6ページの「第4表 地方債補正」をごらんください。

地方債につきましても事業費がほぼ確定したことにより、補正により減額するものでございます。

それでは、今回の補正内容について、歳出から御説明させていただきます。

12ページをお開きください。

まず、款1・下水道費、項1・下水道管

理費、目1・下水道総務費の下水道債管理基金積立金は、収支調整のため基金に積み立てるもので、公課費は消費税の確定により減額するものでございます。

次に、目2・下水道維持管理費から14ページの款1・下水道費、項4・浄化槽整備費、目1・浄化槽整備費までは、いずれも入札差金や事業費の確定に伴う減額でございます。

14ページの款2・公債費でございますが、財源の振り分けを行うものでございます。

続きまして、歳入につきまして御説明させていただきます。

9ページにお戻りください。

款1・分担金及び負担金から10ページの款4・繰入金、項1・一般会計繰入金までは、いずれも事業費の確定により減額するものでございます。

10ページの款4・繰入金、項3・基金繰入金、目2・下水道債管理基金繰入金でございますが、収支見通しを考慮し減額するものでございます。

11ページをごらんください。

款7・町債でございますが、事業費の確定により減額するものでございます。

説明は以上でございます。御審議賜り御決定いただきますようよろしく願いいたします。

○議長（橋本謙司君）

日程第29「第24号議案 平成30年度豊能町一般会計予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

乾副町長。

○副町長（乾 晃夫君）

第24号議案、平成30年度豊能町一般会計予算の件について御説明申し上げます。

予算書の5ページをお願いいたします。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額を65億7,500万円と定めるものでございます。これは、対前年度1億900万円の増、率にして1.7%の増でございます。

予算の款項の区分、金額は、6ページから12ページの「第1表 歳入歳出予算」に記載のとおりです。

第2条といたしまして、繰越明許費でございますが、13ページをお願いいたします。

「第2表 繰越明許費」のとおり、大阪府議会議員一般選挙事業について、年度内に事業が完了する見込みがないため、繰り越すものでございます。

第3条といたしまして、債務負担行為でございますが、14ページをお願いいたします。

「第3表 債務負担行為」のとおり、一番上段の住基ネットワーク運営事業から、一番下の保育所及び認定こども園給食調理業務委託事業までの11事業について、債務負担行為の期限、限度額を定めるものでございます。

第4条といたしまして、地方債でございますが、15ページの「第4表 地方債」のとおり、1町道等維持補修事業債以下16ページの7臨時財政対策債まで、七つの事業につきまして、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものでございます。

5ページにお戻りいただきたいと思います。

第5条といたしまして、一時借入金でございますが、最高額を5億円と定めるものでございます。

第6条といたしまして、歳出予算の流用でございますが、給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合に、

同一款内での各項間の流用ができると定めるものでございます。

それでは、当初予算の概要について、まず歳出から御説明申し上げます。

なお、事業の内容につきましては、別冊の当初予算説明資料に記載しておりますので、御説明を省略させていただきます。

21ページをお願いいたします。

款の予算額が前年度と比べ増減が大きいものについて、その主な要因を申し上げます。

款1・議会費は1億1,693万9,000円で、対前年度394万1,000円の減でございます。これは、議員共済の減が主な要因でございます。

款2・総務費は10億6,602万9,000円で、対前年度1億7,743万5,000円の増でございます。これは、定年退職者の増に伴い退職手当が増加したことや、ときわ台駅バリアフリー化整備補助事業が主な要因でございます。

款3・民生費は18億9,006万8,000円で、対前年度比3,830万1,000円の増でございます。これは、新ときわ台自転車駐車場整備事業や、大阪府後期高齢者広域連合への負担金の増などが主な要因でございます。

款4・衛生費は、9億4,511万2,000円で、対前年度2,441万2,000円の増でございます。これは、子育て世代包括支援センター整備事業などが主な要因でございます。

款5・労働費は省略させていただきます。

款6・農林水産業費は1億5,786万4,000円で、対前年度4,261万3,000円の増でございます。これは、農産物販売等拠点施設整備事業が主な要因でございます。

款7・商工費は省略させていただきます。

款8・土木費は4億9,816万2,000円で、対前年度23万円の増でございます。これは、ときわ台地内吉川中央線道路改良事業や、橋梁長寿命化事業は増となるものの、道路台帳整備事業や光風台駅前エスカレーター修繕事業などが減となるものでございます。

款9・消防費は3億3,905万円で、対前年度5,463万7,000円の減でございます。これは、前年度に予算措置いたしました吉川消防分団詰所等移転新築事業や、消防分団車両更新事業に係る事業費が減となるものでございます。

款10・教育費は9億4,584万7,000円で、対前年度5,127万5,000円の減でございます。これは、前年度に予算措置をいたしました東能勢小学校屋上防水改修事業、中央公民館キュービクル更新事業に係る事業が減となったものでございます。

款11・公債費は、5億7,721万円で、対前年度5,892万6,000円の減でございます。これは、前年度は借換債を財源とする一括償還がありましたが今年度はないため、減となったものでございます。

歳出の説明は以上でございます。次に歳入について御説明申し上げます。

19ページをお願いいたします。

歳入においても、款の予算額が前年度と比べ増減が大きいものについて、その主な要因を申し上げます。

款1・町税は17億6,051万4,000円で、対前年度5,122万4,000円の減でございます。これは主に個人の町民税や固定資産税の減額によるものでございます。

款2・地方譲与税から款9・地方特別交付金まで、及び款11・交通安全対策特別交付金の9項目は、いずれも平成29年度の決算見込み額や大阪府の予算見込みなどから算定した結果、それぞれ増減を見込ん

だものでございます。

次に款10・地方交付税は20億7,500万円で、対前年度6,600万円の増でございます。これは地方財政計画を参考に、平成29年度の決算見込み額から算定し、増を見込んだものでございます。

次に、款12・分担金及び負担金は5,998万2,000円で、対前年度128万6,000円の減でございます。これは、し尿等受入負担金の減によるものでございます。

款14・国庫支出金は4億3,098万2,000円で、対前年度2,342万2,000円の増でございます。これは、地方創生推進交付金の増などによるものでございます。

次に、20ページをお願いいたします。

款15・府支出金は3億6,634万2,000円で、対前年度275万6,000円の減でございます。これは主に児童手当の府負担金の減によるものでございます。

款18・繰入金は8億8,502万6,000円で、1億3,187万2,000円の増でございます。これは退職手当基金繰入金など減少したものの、財政調整基金繰入金が増となったものがございます。なお、充当先は別冊の当初予算説明資料に掲載しておりますので御参照いただきますようよろしくをお願いいたします。

款21・町債は4億20万円で、対前年度6,099万8,000円の減でございます。前年度に予算措置をしておりました借換債や小学校施設の整備事業債がなくなったことが主な要因でございます。なお、30年度末の地方債残高見込み額は予算書153ページに掲載しておりますので、御参照願います。

説明は以上でございます。御審議をいただき決定賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（橋本謙司君）

日程第30「第25号議案 平成30年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上浦生活福祉部長。

○生活福祉部長（上浦 登君）

それでは、第25号議案、平成30年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定予算の件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

予算書の159ページをお開き願います。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ29億4,551万6,000円と定めるものがございます。

第2条は、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2億円と定めるものがございます。

第3条につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の予算の金額を流用することができるものについて定めたものがございます。

それでは歳出より、主なものにつきまして御説明をさせていただきます。

180ページをお願いいたします。

181ページにかけての款1・総務費、項1・総務管理費の3,227万3,000円につきましては人件費と事務費、大阪府国保連合会との電算処理に要する経費及び連合会への負担金でございます。

次の、款1・総務費、項2・徴税费69万1,000円でございますが、保険税の賦課徴収事務に係る経費でございます。

182ページから183ページにかけての款2・保険給付費、項1・療養諸費でございますが、17億4,185万2,000円で、被保険者数の大幅な減により、対前年度比2.2%減となり、平成29年度の医療費などを勘案し予算計上をさせていた

だいてございます。

次の款2・保険給付費、項2・高額療養費2億1,922万2,000円につきまして、被保険者数の減及び平成29年度の医療費を勘案して計上しております。

187ページをごらんください。

款3・国民健康保険事業費納付金でございますが、大阪府が決定した標準保険料率により本町に割り当てられた納付金を大阪府に納めるため新設したものでございます。

189ページ、お願いいたします。

款4・共同事業拠出金は、科目設定を除き、広域化により廃目となっております。

191ページの款5・保健事業費、項1・特定健康診査等事業費であります。2,619万3,000円計上しております。これは医療保険者に義務づけられました生活習慣病予防に対する特定健診と保健指導に係る費用でございます。

192ページの款5・保健事業費、項2・保健事業費は、広域化により人間ドックの補助が府下共通メニューとなるため、割合によりまして300人程度計上してございます。

款6・基金積立金は、府内統一の保険料率となる6年後を勘案し、町独自の激変緩和分に充当すべく積み立てるものでございます。

195ページをお開き願います。

款8・諸支出金、項2・繰出金905万3,000円でございますが、国保診療所施設勘定特別会計への繰出金で、特別調整交付金として国より交付される額を繰り出すものでございます。

歳出は以上でございます。

続きまして、歳入の主なものを御説明させていただきます。

戻っていただきまして、170ページから171ページをお願いいたします。

款1・国民健康保険税でございますが、対前年度比0.1%増の6億3,929万7,000円を計上してございます。これは、今議会で御審議いただいております保険税条例の改正額と合わせた数値とさせていただきます。

172ページの款3・府支出金、項1・府補助金、目2・保険給付費等交付金20億1,859万5,000円でございますが、保険給付費等に対するの交付金でございます。

次の173ページ、款4・繰入金、目1・一般会計繰入金1億6,776万7,000円でございますが、保険基盤安定繰入金や地方交付税に算入される分などを一般会計から繰り入れするものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（橋本謙司君）

日程第31「第26号議案 平成30年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上浦生活福祉部長。

○生活福祉部長（上浦 登君）

それでは、第26号議案、平成30年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定予算の件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

予算書の207ページをお願いいたします。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ8,080万円と定めるものでございます。

第2条は、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は5,000万円と定めるものでございます。

第3条につきましては、地方自治法第20条第2項ただし書きの規定による、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができるものにつきまして定めたものでございます。

それではまず歳出から、その主なものにつきまして御説明をさせていただきます。

219ページ、220ページをお願いいたします。

款1・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費の6,163万6,000円は、主に職員人件費及び診療所の運営管理費に要する経費でございます。週3日の派遣診療費用及び新規事業といたしましてレントゲン及び心電計の更新購入費用による増額となっております。

次に221ページから222ページの款2・医業費1,808万円は、診療に要する各種検査や歯科技工等の委託料及び医薬品、また内科・歯科の電子カルテ用コンピュータのシステム保守等の経費でございますが、さらなる医薬品の在庫見直しにより減額計上をさせていただきます。

歳出は以上でございます。

次に、歳入の説明をさせていただきます。

戻っていただきまして、215ページをござらんください。

款1・診療収入の項1・外来収入の予算でございますが、3,118万3,000円、また、216ページの項2・その他の診療報酬といたしまして諸検査等収入250万円を計上させていただきます。

次に217ページの款4・繰入金、項1・繰入金は、一般会計から3,749万2,000円、そして僻地診療所施設の運営補助といたしまして750万5,000円、レントゲン、心電計の更新購入補助を合わせて国民健康保険特別会計から、それぞれ繰り入れをするものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（橋本謙司君）

日程第32「第27号議案 平成30年度豊能町後期高齢者医療特別会計予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上浦生活福祉部長。

○生活福祉部長（上浦 登君）

それでは、第27号議案、平成30年度豊能町後期高齢者医療特別会計予算の件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

お手元の予算書233ページをお開き願います。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億6,703万9,000円と定めるものでございます。

それでは、内容の主なものにつきまして、まず歳出から御説明をさせていただきます。

245ページをお開き願います。

款1・総務費は、電算機器の保守管理委託と保険料徴収の事務経費でございます。

次に、246ページの款2・後期高齢者医療広域連合納付金4億6,326万2,000円は、保険料徴収分等を広域連合に納付する負担金でございます。

続きまして、歳入の主なものを御説明させていただきます。

戻っていただきまして、241ページをお開き願います。

款1・後期高齢者医療保険料は、特別徴収、普通徴収を合わせまして4億1,349万3,000円の保険料を見込んでございます。

242ページをござらん願います。

款3・繰入金、項1・一般会計繰入金、目2・政府軽減分である保険基盤安定繰入

金4,976万7,000円を計上してご
います。

説明は以上でございます。御審議を
いただきまして御決定賜りますよう、よろしく
お願いをいたします。

○議長（橋本謙司君）

日程第33「第28号議案 平成30年
度豊能町介護保険特別会計事業勘定予算の
件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上浦生活福祉部長。

○生活福祉部長（上浦 登君）

それでは、第28号議案、平成30年
度豊能町介護保険特別会計事業勘定予算の件
につきまして、提案理由の御説明を申し上
げます。

お手元の予算書251ページをお開き願
います。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の
総額は、歳入歳出それぞれ20億7,761
万8,000円と定めるものでございます。

第2条としまして、地方自治法第235
条の3第2項の規定による一時借入金の借
入限度額は1億円と定めるものでございま
す。

また、第3条は、歳出予算の流用につ
いて、給料、職員手当、共済費及び保険給付
費に係る予算額に過不足が生じた場合、同
一款内での流用ができることを定めたもの
でございます。

内容につきまして、歳出から、その主な
ものにつきまして御説明をさせていただきます。

269ページ、270ページをお開き願
います。

款1・総務費、項1・総務管理費、目
1・一般管理費4,028万4,000円の主
なもの、人件費それから介護保険システ
ム使用料等に係る経費でございます。

271ページをお願いいたします。

項3・介護認定審査会の2,445万7,0
00円は、主治医意見書作成の手数料や要
介護認定審査委託料、及び池田市、能勢町、
豊能町の1市2町で共同で設置してござい
ます認定審査会の負担金でございます。

273ページから279ページにかけて
の款2・保険給付費でございますが、平成
30年度から平成32年度までの第7期介
護保険事業計画に基づきまして、対前年度
比11.3%減の18億5,895万3,000
円を計上しております。これは、計画の見
直しによるものでございます。

次に、280ページの款4・地域支援事
業費、項1・介護予防生活支援サービス事
業費の、7,929万5,000円は、総合事
業に係ります経費でございます。また、2
81ページの項2・一般介護予防事業費、
944万2,000円並びに282ページか
ら285ページにかけての項3・包括的支
援事業費、任意事業5,288万4,000円
につきましては、予防と自立支援に重点を
置いた地域支援事業及び地域包括支援セン
ターの運営に係る経費でございます。

次に、歳入につきまして説明をさせてい
ただきます。

戻りまして、261ページをお願いをい
たします。

款1・保険料の第1号被保険者保険料で
ございますが、国のワークシートに基づき
まして、平成30年度から平成32年度ま
での3年間の介護保険サービス、これの見
込み額の平均で算出をしております。6
5歳以上の第1号被保険者数を対象に算出
した額に滞納分を含めまして5億4,789
万2,000円を計上いたしております。

次に、262ページをお開き願います。

款3・国庫支出金、項1・国庫負担金で
ございますが、国の負担分といたしまして

3億7,179万円を計上してございます。

同じく項2・国庫補助金につきましては、調整交付金並びに介護予防包括支援に係ります交付金といたしまして、4,032万3,000円を計上してございます。

次の款4・支払基金交付金、項1・支払基金交付金の5億2,349万円は、第2号被保険者の負担分といたしまして介護給付費等の27%に相当する額を計上してございます。

264ページの款5・府支出金、項1・府負担金につきましては、大阪府の負担分でございます介護給付費の12.5%に相当する額、2億3,236万9,000円を計上してございます。

次に、265ページをお開き願います。

款6・繰入金、項1・一般会計繰入金につきましては、介護給付費に対します12.5%の町負担分、これまでのルール分として3億2,280万1,000円を計上してございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますよう、よろしく願いをいたします。

○議長（橋本謙司君）

日程第34「第29号議案 平成30年度豊能町下水道事業特別会計予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

板倉上下水道部長。

○上下水道部長（板倉廣幸君）

第29号議案、平成30年度豊能町下水道事業特別会計予算の件について御説明申し上げます。

お手元の予算書の299ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億865万8,000円と定めるものでございます。

第2条、債務負担行為でございますが、303ページの「第2表 債務負担行為」をごらんください。

事項はストックマネジメント事業で、期間は平成30年度、31年度の2年間、限度額は7,300万円でございます。このストックマネジメント事業でございますが、持続的な下水道機能を確保するための点検調査等の計画、いわゆるストックマネジメント計画を策定するものでございます。

第3条、地方債でございますが、304ページの「第3表 地方債」のところで、起債の目的、限度額、利率、償還方法等を定めております。

第4条、一時借入金につきましては、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の額の最高額は1億円と定めるものでございます。

それでは、歳出より御説明させていただきます。315ページをお開き願います。

款1・下水道費、項1・下水道管理費、目1・下水道総務費3,491万1,000円でございますが、下水道事業の運営に係る経費を計上しており、前年度とほぼ同額となっております。

316ページをお開き願います。

目2・下水道維持管理費1億5,532万5,000円でございますが、下水道施設の適切な維持管理に係る経費を計上しており、前年度とほぼ同額となっております。

317ページをごらんください。

項2・下水道整備費、目1・下水道整備費1億1,739万8,000円でございますが、下水道施設の建設等に係る経費を計上しており、前年度と比べ4,784万3,000円の増でございます。増の主な要因といたしましては、303ページの「第2表 債務負担行為」のところで御説明させていただきましたストックマネジメント計画策

定業務委託料、下水道管の新設工事費、土地所管替負担金等の増によるものでございます。

319ページをごらんください。

項3・浄化槽管理費、目1・浄化槽維持管理費863万2,000円でございますが、町管理の合併処理浄化槽の適切な維持管理に係る経費を計上しており、前年度とほぼ同額となっております。

320ページをお開きください。

項4・浄化槽整備費、目1・浄化槽整備費392万8,000円でございますが、合併処理浄化槽を新たに設置した場合に係る経費を計上しており、前年度と同額となっております。

款2・公債費は、項1・下水道公債費でございますが、元金と利子の合計は1億8,232万9,000円で前年度に比べ2,192万7,000円の減でございます。

321ページをごらんください。

項2・浄化槽公債費でございますが、元金と利子の合計は513万6,000円で、前年度と同額でございます。

続きまして、歳入の御説明を申し上げます。

309ページにお戻りください。

款1・分担金及び負担金、項1・負担金、目1・下水道負担金26万8,000円でございますが、1件分の負担金を見込んでおります。

項2・分担金、目1・下水道分担金38万9,000円でございますが、これも1件分の浄化槽設置分担金を見込んでおります。

310ページをお開きください。

款2・使用料及び手数料、項1・使用料の目1・下水道使用料は2億4,888万2,000円を、目2・浄化槽使用料は170万8,000円で、いずれも減額を見込んでおります。

項2・手数料、目1・下水道手数料4万5,000円で、これも減額を見込んでおるところでございます。

311ページをごらんください。

款3・国庫支出金、項1・国庫補助金、目1・下水道費国庫補助金1,400万円でございますが、歳出のところで御説明をさせていただきましたストックマネジメント計画策定業務に係る交付金で、事業費の2分の1を見込んでおります。

款4・財産収入20万8,000円は、下水道建設基金等の運用収益でございます。

款5・繰入金、項1・一般会計繰入金、1億4,977万2,000円は、雨水対策や浄化槽管理等に係る一般会計からの繰入金でございます。

312ページをお開きください。

項2・他会計繰入金474万円は、下水道事業会計からの人件費相当分の繰り入れを受けるものでございます。

項3・基金繰入金、目1・下水道建設基金繰入金2,577万2,000円でございますが、前年度に比べ1,324万4,000円の増となっております。

増の要因といたしましては、歳出のところで御説明させていただきましたストックマネジメント計画策定業務に基金を充てるためでございます。

313ページをごらんください。

款6・繰越金1,737万円は、前年度からの繰越金でございます。

款7・諸収入、項1預金利息及び314ページの項2・雑入は科目設置でございます。

最後に、款8・町債は4,550万円、前年度に比べ780万円の増でございます。増の主な要因は、下水道管の新設工事によるものでございます。

説明は以上でございます。御審議賜り御

決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本謙司君）

日程第35「第30号議案 平成30年度豊能町水道事業会計予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

板倉上下水道部長。

○上下水道部長（板倉廣幸君）

それでは、第30号議案、平成30年度豊能町水道事業会計予算について御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開き願います。

第1条、総則では、平成30年度豊能町水道事業会計の予算は、次に定めるところによるとしております。

第2条、業務の予定量は、給水戸数7,983戸、年間総給水量198万2,000立方メートル、1日平均給水量5,430立方メートルを予定し、主要な建設改良事業は改良事業とするものでございます。

次に、第3条で定めるところの収益的収入及び支出でございますが、まず収入で、第1款の水道事業収益は、7億2,863万7,000円で、対前年度比16.6%の増でございます。その内訳は、第1項の営業収益で5億293万円、第2項の営業外収益で2億2,570万5,000円、第3項の特別利益で2,000円でございます。増の要因は、水道料金の改定と長期前受金戻し入れの増によるものでございます。

次に支出で、第1款水道事業費用は6億8,084万5,000円で、対前年度比11.5%の減でございます。その内訳は、第1項の営業費用で6億1,205万5,000円、第2項の営業外費用で5,179万円、第3項の特別損失で1,600万円、第4項の予備費で100万円でございます。減の要因は、固定資産除却費の減でございます。こ

れにより、平成30年度の単年度収支見込みは4,779万2,000円の黒字を見込んでおります。

2ページをお開き願います。

第4条で定めるところの資本的収入及び支出でございます。

まず収入で、第1款資本的収入は1億5,264万2,000円で、対前年度比49.1%の増でございます。その内訳は、第1項の他会計繰入金で4,814万2,000円、第2項の企業債で8,950万円、第3項の固定資産売却代金で1,500万円でございます。増の要因は、古江浄水場改修工事に伴う企業債の増と、固定資産売却代金によるものでございます。

次に支出で、第1款の資本的支出は3億537万2,000円で、対前年度比15.4%の増でございます。その内訳は、第1項の建設改良費で9,706万5,000円、第2項の企業債償還金で2億830万7,000円でございます。増の要因は、古江浄水場改修工事負担金の増によるものでございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億5,273万円は、過年度分損益勘定留保資金1億4,554万5,000円及び当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額718万5,000円で補填するものでございます。

3ページをごらんください。

第5条の企業債でございますが、企業債の目的を水道事業債、限度額を8,950万円と定めるものでございます。これは、古江浄水場改修工事を施工するためでございます。

次に、第6条で定めるところの予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業費用と営業外費用とに定めるものでございます。

次に第7条で、議会の議決を経なければ流用できない経費は、(1)の職員給与費と(2)の公債費とするものでございます。

次に第8条で、他会計からの繰入金は、企業債元利償還金等補助のため、一般会計から7,161万3,000円の繰り入れを受けるものでございます。

次に、第9条で、たな卸資産の購入限度額は219万6,000円と定めるものでございます。

5ページの平成30年度豊能町水道事業会計予算実施計画以降の説明につきましては省略させていただきます。御審議賜り御決定いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（橋本謙司君）

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

次回は、3月6日午前9時半より会議を開きます。

どうもお疲れさまでした。

散会 午後0時04分

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名

町政運営方針について

- 第 1 号報告 専決処分の報告の件（和解及び損害賠償額の決定）
- 第 1 号承認 専決処分事項の承認を求める件（平成 29 年度豊能町一般会計補正予算）
- 第 1 号諮問 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 1 号議案 豊能町教育長の任命につき同意を求めることについて
- 第 2 号議案 豊能町一般職の任期付職員の採用に関する条例制定の件
- 第 3 号議案 豊能町指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例制定の件
- 第 4 号議案 豊能町附属機関に関する条例改正の件
- 第 5 号議案 豊能町附属機関に関する条例改正の件
- 第 6 号議案 豊能町附属機関に関する条例改正の件
- 第 7 号議案 職員の管理職手当に関する条例改正の件
- 第 8 号議案 豊能町手数料条例改正の件
- 第 9 号議案 豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例改正の件
- 第 10 号議案 豊能町国民健康保険条例改正の件
- 第 11 号議案 豊能町国民健康保険税条例改正の件
- 第 12 号議案 豊能町介護保険条例改正の件
- 第 13 号議案 豊能町後期高齢者医療に関する条例改正の件
- 第 14 号議案 豊能町営住宅条例改正の件
- 第 15 号議案 豊能町都市公園条例改正の件
- 第 16 号議案 豊能町消防団員等公務災害補償条例改正の件
- 第 17 号議案 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について
- 第 18 号議案 町道路線の認定、廃止、一部廃止及び変更の件
- 第 19 号議案 平成 29 年度豊能町一般会計補正予算の件
- 第 20 号議案 平成 29 年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予

算の件

- 第 2 1 号議案 平成 2 9 年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算の件
- 第 2 2 号議案 平成 2 9 年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の
件
- 第 2 3 号議案 平成 2 9 年度豊能町下水道事業特別会計補正予算の件
- 第 2 4 号議案 平成 3 0 年度豊能町一般会計予算の件
- 第 2 5 号議案 平成 3 0 年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定予算の
件
- 第 2 6 号議案 平成 3 0 年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定
予算の件
- 第 2 7 号議案 平成 3 0 年度豊能町後期高齢者医療特別会計予算の件
- 第 2 8 号議案 平成 3 0 年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予算の件
- 第 2 9 号議案 平成 3 0 年度豊能町下水道事業特別会計予算の件
- 第 3 0 号議案 平成 3 0 年度豊能町水道事業会計予算の件

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

平成 年 月 日署名

豊能町議会 議長

署名議員 8番

同 9番